

グループホーム クベレ指定介護予防認知症対応型通所介護・
指定認知症対応型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社エス・ワイ・シーが開設するグループホーム クベレ（以下「事業所」という）が行う指定介護予防認知症対応型通所介護・指定認知症対応型通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要支援、要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、要支援者、要介護者であって認知症の状態にある方について、家庭的な環境のもとで入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の持つ個々の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 共用型デイサービス クベレ
- 二 所在地 長崎県雲仙市小浜町金浜422番地2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員、同一敷地内の他の事業所の職務と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務に関する管理を一元的に行う。また厚生労働大臣が定める研修を修了した者とする。
- 二 介護従業者 1名（同一敷地内の他の事業所の職務と兼務）
介護従業者は、入浴、排泄、食事の介助、機能訓練、余暇活動等のサービスを通所介護計画に基づいて提供する。

(サービスの提供日時、利用定員)

第5条 事業所のサービス日及び時間は、月～土 9:00～16:20（祭日は通常通り営業）

ただし12月31日～1月2日は休み

- 2 事業所の利用定員は、1日 3名とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、雲仙市小浜町、雲仙市南串山町とする。

(介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護の内容)

第7条 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 機能訓練（日常動作訓練）
- 二 介護サービス
- 三 健康状態の確認
- 四 送迎サービス
- 五 食事サービス
- 六 入浴サービス
- 七 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該介護サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の負担割合に応じた額とする。

2. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用を受ける。

一 食材料費

二 介護サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活に通常必要となるもの（教養娯楽費やおむつなど）に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は介護サービスの提供を受ける際には、次に掲げる事項に 留意しなければならない。

一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。

二 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。

三 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上で利用すること。

四 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。

五 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者及び従業者が必要と認めたものは、持参するようにすること。

六 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。

七 サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証の提示を行うこと。

八 第9条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（非常災害対策）

第10条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

2 管理者は、防火管理者を選任する。

3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。

4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年4月及び10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行う。虐待防止に関する責任者を選任し、定期的に委員会を開催して、その結果について従業員に周知徹底を図るとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（緊急時における対応方法）

第12条 介護サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡するなどの必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第13条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヵ月以内

二 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 妥当適切な介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護を提供するために、市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 5 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(協力医療機関)

第14条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に連絡を行う協力医療機関とあらかじめ契約を交わすものとする。また、他の介護老人施設との連携体制及び支援体制の充実に努める。

- | | | | |
|---|---------|---------|--------------------|
| 1 | 協力医療機関 | 医療機関名 | 菅医院、公立小浜温泉病院、口之津病院 |
| | | 歯科医療機関名 | 萩尾歯科医院 |
| 2 | 連携、支援施設 | 施設名 | ろうけんかづさ |

附 則

- この規程は、令和3年8月1日から施行する。
- この規程は、令和3年10月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月10日から施行する。
- この規程は、令和6年10月15日から施行する。
- この規程は、令和6年11月15日から施行する。
- この規程は、令和6年12月3日から施行する。